

国家権力犯罪を糾し、新たな運動を巻き起こす一助に

本会「北大生・宮澤弘幸『スペイ冤罪事件』の真相を広める会」は、2013年1月29日に発足し、2016年8月6日に組織活動を停止し、今日（2018年1月）に至っている。

この間、四年余、時代は安倍政権の暴走と重なり合い、秘密保護法から安保法制＝戦争法、共謀罪法の成立をみた。国民を弾圧し、戦争へと引き込む悪法の乱造であり、さらには憲法九条の骨抜きを狙う地ならしが急を告げている。

本会は、憲法を戦争容認に変える策動を容認しない。本会が告発する「スペイ冤罪事件」は、太平洋戦争の勃発とともに、軍に牛耳られた国家権力によって仕組まれた国家犯罪だった。それゆえ当時もその後も国家によって隠蔽され、歴史としてさえ抹殺される瀬戸際に瀕していた。

冤罪の根源は「軍機保護法」

瀬戸際から掘り起こしたのが、1980年代に起きた「国家秘密法」阻止の運動だった。この中で戦争を憎む一人の弁護士が隠蔽の壁を破り、これに触発された冤罪の遺族が立ち、共感の輪が広がって真相の究明に努め、関心を高くした。冤罪の根源は戦争法の一翼、たた「軍機保護法」（敗戦後廃止）にあり、「国家秘密法」はその再来だったからである。

したがって冤罪の告発運動は、そのまま「スペイ防止法」阻止の運動と連動し、両々、列島各地各層の戦争反対勢力を掘り起こした。運動は運動を呼び、結集した力は国会を囲み、審議に付された「国家秘密法」を廃案に追い込み、再上程を阻止するに

至った。策謀・策動の真相を衝き、熱い思いを結集すれば大きな力となることを立証したと言つてよい。

だが、戦争と背中合わせで暴走する勢力も衰えていない。民主党惨敗による安倍政権の復活と共に大きく頭をもたげ「秘密保全法」（当時の仮称）と名を変えて押し出してきた。この間、1980年代に一旦は再上程を阻止したことで結集勢力が油断したと言われば否定しえない。確かに運動には波があり、盛り上がりの後の退きを見透かされたきらいはある。

冤罪を究明し広める運動も一服していた。盛り上がりを組織化するには至らず、当事者の高齢化で他界も相次ぎ、後継の足踏みを余儀なくされた。もとより、この間にも、折々節々に啓発の声を高くし、結集を期した信念の繋ぎ手はいて、また最初の発掘・告発者たちが積極的に努めた出版活動によって公刊された記録や記憶が数多く蓄積されていた。

これを受け、新たな波の組織化に与ったのが本会だった。安倍政権の策謀・策動は極めて急で、文字通りの暴走に待つたなしの状況だった。それだけ阻止に呼応する声の立ち上がりも早く、大きき広がった。発足、一年半にして会員は223人に達し、会費・カンパによつて最低限の運動資金も確保でき、意を同じくする団体・集団との連帯も生まれた。

その活動と成果・課題は、既にいくつかの総括文書で公開しているが、改めて国家権力による「冤罪」の真相を究め、広く知つてもらう取組みを起こし、安倍政権による国民弾圧体制に警鐘を鳴らして正面から対峙する運動に取り組んできた。

そしていま、率直にいって、最初の高揚後と同じ局面に置かれている。しかしあるを懸念し、後ろに親しむものではない。波はあり、波は必ず次の波に引き継がれていく。これまでそうであったたようには、これからもそうなる。毎年卒業生が出て、毎年新入生が入ってくる学校のような機構とは違い、任意で結集する組織は繰り返す波と時の勢いが活力になる。

今回、「総資料総目録」次なる展開へをまとめ残すことにしたのは、この教訓による。したがって、今回、これをもって本会の先行きを予断するものではない。より自由になつて、出来ることを出来る限り、油断なく重ねていく糧である。

◇

被告人（宮澤弘幸）は

同夫妻（レーン夫妻）の歓心を購はんが爲 我軍事上の秘密を

探知して 之を同夫妻に漏泄せしむることを企て

昭和十六年七月二日頃より同月十六日頃迄の間 他（人）より聴取し 又は自ら目撃して

北海道根室郡根室町には海軍飛行場存在し 同飛行場の指揮には兵曹長が当たり居る旨

（右の）軍事上の秘密を探知し

昭和十六年七月中旬頃 同夫妻に対し 前掲の事項を申告げ

以て右探知に係る軍事上の秘密を他人に漏泄したるものなり

【注】（ ）の中は本会挿入の注

これが、冤罪の判決書（札幌地裁）だ。正確には、右の「海軍飛行場の存在」と大同小異の濡れ衣・計十二項目を列挙し、もつて懲役十五年の刑を宣告している。

全て濡れ衣だが、裁判（法律）での争点は、

・「海軍飛行場」云々が「軍事上の秘密」にあたるのか

・「聴取」「目撃」が「探知」にあたるのか
・「申告げ」が「漏泄」にあたるのか
――の三点に絞られる。

だが実は、この三点こそ、スパイ罪の根拠法「軍機保護法」の立法段階で審議の焦点となつた部分だつた。審議では、ここでの判定には厳格な規範が必要だとの認識で一致、採決に於いては明確な歟止めとなる付帯決議を設けることで合意がなり、全会一致で採択の上、政府・軍とも当決議の順守を宣言している。

それは

「本法に於いて保護する軍事上の秘密とは 不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て 政府は本法の運用に当たりては須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」

規範の要は「不法の手段」の有無にあり、合法、あるいは尋常一様な手段で引き出せるような「秘密」は秘密ではないと裏書きしている。不法侵入、窃盗、強奪、金庫破り、暴行、詐取、等々の不法行為の有無である。

冤罪の証拠は判決にある

したがつて、右の規範で右判決を検証すれば一目瞭然。判決に示された「聴取」「目撃」の行為に於いて、被告人・宮澤弘幸らには不法行為の欠けらもなく、探知も漏泄もあり得ないこと、誰の目にも明らかとなる。しかも根室飛行場の存在は、誰の目にも見えてしまう公然の存在だつた。

にもかかわらず、懲役十五年という重刑を伴う有罪とした。ここに自らの規範を自ら犯すという国家権力による冤罪の怖さがあ

り、これに従つた裁判官の良心の崩壊がある。

相被告・レーン夫妻の場合はさらに酷い。夫妻も公判を全否認で通しているが、宮澤弘幸らとの会話の実相については、予審訊問の中で明かしている。要約すれば、旅行中の土産話を聞いていたとしても、それは日常茶飯の茶飲み話の類であり、個々に記憶に残るものではなかつた、である。判決は、これをも、

旅行談、視察談等を為さしめ

質問詮索する方法に依り
夫々軍事上の秘密を探知し

——と捻じ曲げた。

だが、捻じ曲げたうえでも、この土産話のやりとりに「不法の手段」を入れる余地はなかつた。そのうえ宮澤判決で既に、夫妻に「申告げ」て「漏泄した」と断じているにも関わらず、こと改めて「探知した」と重ねて捻じ曲げた。これは「申告げ」られた話を「探知」としなければ罰条を課せられないが故の、際限のない捻じ曲げにはかならない。

「漏洩」に至つては、更に酷い。札幌在住の外国人らによる親睦パーティーで談笑したことを口実に、相手を特定せずに（軍事秘密を）話したと決めつけ、

判決では、

在京米国総領事館員等に通報せらるるものなることを予想し乍ら（パーティー参加者に）申し告げ

以て 軍事上の秘密を外国の為に行動する者に漏泄したるものなり

——としている。

これはもう、なりふり構わざにも程がある。判決文には独特の

様式があり、主語と述語が何十行も離れているなど、初めて目にする人には意味のとれない文章になつてゐるが、筋を押さえて読み解けば極めて露骨で、矛盾明らかな文章になつてゐる。

本件・判決は、その典型のようなものであり、判決を読むだけでも無理を通して道理を潰した冤罪であることがわかる。

この判決と経緯を風化させてはならない。これは過去の判例・過去の出来事ではなく、秘密保護法・スペイ法が存在する限り内在する魔性の本性であるからだ。

宮澤・レーン・スペイ冤罪事件が明らかにしたことは、国家権力による弾圧の残酷さと、それを徹底して隠蔽する悪辣さであった。これら国家犯罪を告発する「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」は、治安維持法体制下で弾圧された全ての人たちを視野に徹底調査を進めているが、権力によつて破棄・隠蔽された弾圧の事実を掘り起こしていくのは容易ではない。

責任者を糾弾し国家賠償を

それだけに、その困難を乗り越えて発掘された記録に記されている犠牲者一人ひとりの弾圧の記録は残酷無残極まりない。

だが、如何に残酷かつ理不尽であろうとも、国家権力の犯罪を徹底して暴き出し、責任者を糾弾し、国家賠償をさせることが必要である。そう訴えている。

その視点に立つたとき、いま、「総資料総目録」を取りまとめるにあたつて、本会もなお、残す課題に思いを新たにしてゐる。

「なぜ、宮澤弘幸とレーン夫妻だったのか」

「なぜ、かくも重刑だったのか」

「その罪を始めたのは誰なのか」

——である。

実は、これは本会の発足一か月後、最初に発刊した冊子『スペイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知つてほしい』の後書きで提起した一節であり、その再掲となる。

いま、五年を経て、なお得心のいく答えを見出していない。もとより五年の間には新たな事実、新たな証言にも接し、それによつて仮説をたて、推論を試みてはいる。

本件発掘の先達・上田誠吉弁護士は、その主著である『ある北大学生の受難』の「あとがき」で

「とくに『思い込み』がいけません。間違いは、多くの場合『思い込み』の強さに発しているようです。しかし同時に、多少は『思い込み』がないと、なにも新しい知見は得られません。そのへんの加減が難しいようです」

と厳しく述懐している。

この述懐を、本会では活動の規範としている。肝に銘じた良心である。踏み込むに大胆、しかし現れた事実には謙虚に。そして記録にあたつては、「あつたこと」を除かず、「無かつたこと」は付け加えずに。三つの課題に納得いく答えを求めることが、そのまま本会の存在意義であり、存在し続けるエネルギー源でもあると受け止めている。

伝えるに正確でなければならない

同時に、伝えるに正確でなければならない。正確に伝わって当然ながら、なかなかそうなつてはくれない。たとえばマスコミの多くはいまも本件冤罪の発端である12月8日の一斉検挙を「逮捕」と伝えている。「検挙」と「逮捕」は単に用語の違いに止まらず、事件を捉える本質にかかわっている。

本会が運動に連なつて五年。真相を究め広めるに、その一端を担つていると自覚するが、大切な部分での誤用、誤解、半解が正し切れていないと痛感している。これも、この時期に総資料総目録をまとめるにした動機であり、「正確に伝えたい」を本篇の最初に位置づけることにした所以である。

もう一つ、危険な誘いに、英雄化願望がある。事を広く強く伝えるに、当事者の人物像が事と表裏をなすことになるが、ややもすると美化し、かえつて事を歪め当事者を貶めることになる。

本件でも、拷問による自白強要が焦点となり、戦後、宮澤弘幸の弁護人の一人が、

「(このまま拷問が続けば殺されるので)形だけ容疑の概略を認め、公判で明らかにすればよいと勧めた……」と述懐したことが孫引きされる中で拡大し

「宮澤弘幸は頑として自白を拒否した。この生命を賭して闘つた尊い生涯こそ受け継がれなければならない」

さらには、自白拒否の姿勢が「天皇の忠良なる臣民であること」を拒否する存在である」とまで祀り上げられ、反天皇制の偶像に仕立て上げる論考まで現れるに至っている。

実際には、署名・指印のある自白調書が法廷に出され、これを拷問による自供だと法廷で否定した経緯が上告趣意書に記されている。(当時の法曹環境では上告趣意書といえども拷問の事実を赤裸に記載することができず、極めて婉曲な表現になつていて)しつかり読み解けるようになつていても)

拷問への対応、拷問による自白の有無は、真相解明の上での重要な事実となるが、次元の異なる規範と絡めてはならない。耐え抜き、拒否貫くを以つて是とし称賛すれば、屈し応ずるを非とし

て蔑むこととなり、同じ状況に嵌められる人に非情の苦と、死さえ強いることになる。

肝心なのは、そういう理不尽、不条理を個人に強いる国家権力であり、権力の意思として決定し、実行する仕組みを解明し、糾弾し、再発を不可能にする仕組みを保障することと考える。

この取り組みは、まだまだようやく始めたところという段階かもしれない。本会にあっても、対国家の前段で取り組んだ対北海道大学の課題が、なお立ちはだかっている。

「なぜ、北海道帝国大学は学問の府として守るべき宮澤弘幸とレーン夫妻を守れなかつたのか」

「なぜ、北大は自ら『真理に倚つて立つ自主独立の自修心』の旗を高く掲げながら、戦後も長い間、宮澤弘幸スパイ冤罪事件を掘り起こし告発する取り組みに背を向けたのか」

そして、これらは、そのまま自らに帰つてくる。

「なぜ、1980年代の国家機密法反対運動のような闘いが今回は組織できなかつたのか」

「なぜ、秘密保護法成立を阻止できなかつたのか」

新たな問題点も浮き彫りになつてきている。

波によつて進み、波によつて繋がる

運動には波があり、波によつて進み、波によつてうねり、伝わり繋がれる。今回本編編纂にあたり、この波頭にあつた三人の名を借りることで、この先の波に繋げたいと願う。

もとより、波頭が波頭であるには、これを押し上げる大きく強い波の裾野があつてのことであり、そこを踏まえたうえ、三人の担つた役割を通して、波を伝えることとする。

上田誠吉

一番の先達は上田誠吉弁護士になる。1926年9月8日兵庫県の生まれ。48年東大法学部卒で、50年弁護士登録。東京弁護士会に所属し自由法曹団に加わる。ロッキード事件を頂点に、政治、経済、社会が激しく動いた十年にあたる74年から84年には自由法曹団の団長を務めた。

弁護士個々の活動としても、メーデー事件や松川事件、白鳥事件など、国家権力の絡んだ公安事件で被告弁護を担当。この分野での経験と見識は一目も二目もおかれている。

また父・誠一が内務官僚の出身で、警視庁特別高等警察部長等を歴任したのをはじめ、親子、兄弟には学者・研究者もいて、多彩な家系の中で活躍したことでも知られている。

スパイ冤罪事件に関わつたのは、自由法曹団の団長だった1970年代の後半に遡る。ときの総理大臣・福田赳夫が「秘密保護法」の必要性を唱え、法制化的動きが表面化し始めたことに危機感を覚えたのが始まりで、83年7月には、同団と憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）が連動して「スパイ防止法阻止の懇談会」を興している。

最初に著したのは『国家秘密法のすべて』（85年9月、共著・青木書店）。いわば入門手ほどきの書で、次いで翌1986年2月には時宜を得た『戦争と国家秘密法—戦時下日本で何が処罰されたか』（イクオリティ刊）を世に出し、重要事例として宮澤弘幸とレーン夫妻の件を取り上げている。

ここで、これらを読んだ秋間浩（宮澤弘幸の義弟）との交流が起こり、追つて宮澤・レーン夫妻に集中しての調査・発掘へと至る。宮澤の実妹・秋間美江子（浩は夫）をはじめ当事者、関係者

からの意を尽くした聞き取り、判決文、公文書から手紙、書留めの断片に至るまで、少しでも影を見つければたどって発掘し、検証・分析を重ねている。

その成果は『ある北大生の受難—国家秘密法の爪痕』(朝日新聞社、1987年9月刊、2016年、花伝社で復刻刊)、『人間の絆を求めて—国家秘密法の周辺』(花伝社、1988年7月刊)となつて公刊されるとともに、収集した全資料が北大大学文書館に寄贈され、活用できるようになつていている。

調査・発掘の広がりは、著書刊行に止まらない。著作に伴う言動そのものが集中して関心を持つ層の拡大となつて運動を押し上げた。冤罪の地・札幌をはじめ列島各地で、報告集会、講演会、シンポジウムが開かれ、前後して、マスコミも取り上げるようになり、これらがスペイ防止法阻止の運動と連結して、双方相まつて底上げ、押し広げた。

マスコミで注目されたのは、86年10月に、朝日新聞が新聞週間に向けた企画記事として連載(計10回)した「スペイ防止つて何だ」の紙面。その一回目(12日付)に宮澤・レーン事件が取り上げられた。取材・執筆は藪下彰治郎で、記事自体は連載の中の一こまだつたが、全国に伝わる新聞の紙面では、これが最初と思われ、『ある北大生の受難』の予告編ともなつた。

マスコミ、とりわけ新聞との連動は大きな力になる。広く正しく伝わるならば、それだけ共有の基盤が広がる。上田弁護士らが切り開いた共通の問題意識の下でのマスコミとの交流は連綿続いており、地元「北海道新聞」はじめ、「毎日新聞」「東京新聞」「朝日新聞」などの健筆が見られる。

スペイ防止法関連の上田著作には、このほか『核時代の国家秘密法』(大月書店、1987年1月刊)がある。

秋間 浩

運動が軌道に乗るには、いくつかの要件があり、そこには偶然も含まれるが、ある程度時間を経て振り返ると、全てが必然だったようと思えてくる。宮澤・レーン・スペイ冤罪事件での秋間浩は、まさにその人であり、欠かせない人だつた。

信念を持った先見性、冤罪を絶対繰り返させないという方向性において、示唆するところ極めて生氣に富んでいる。

秋間浩は、1925年東京の生まれ。47年東大工学部卒、文部省電気物理研究所、郵政省電波研究所を経て65年アメリカへわたり、商務省ボウルダー研究所(コロラド州)で勤めた。72年にアメリカ市民権を取得している。

宮澤・レーン冤罪事件と正対したのは65年9月末からの二週間だった。出張で東京に里帰り、たまたま上田弁護士の『戦争と国家秘密法』を読み、さらに朝日新聞の「スペイ防止つてなんだ」の一回目を目にして心を揺さぶられた。

事件のことは妻・美江子らから聞いてはいた。だが、全くの他人が書いた客観事実に触れて、冤罪の本質が一気に見えたのだろう。見えてしまつては座視もできない。居てもたつてもおらず、上田弁護士へ手紙を書いた。

「開戦時に日本に滞在していたアメリカ人はレーン夫妻のほかにも沢山いたと思われます。それなのに、何故宮澤弘幸とレーン夫妻だけが捕らえられ、拷問にかけられ、十年も前から世界中に知られていた“軍の秘密”を理由に処罰されたのでしょうか?」

「どうして、(懲役)十五年という重い刑が必要だったのでしょうか? どうみても公正とはみられない一審判決が、どうして大審院でもそのまま通つてしまつたのでしょうか?」

「誰かを槍玉にあげて見せしめにするためだつたのでしょうか?——略——それとも、都から遠く離れた“いなか”的警察が手柄をあげたために、やはり“いなか”的裁判所と組んで、”スペイ事件”を造り上げる必要があつたのでしょうか?」

この手紙が、今度は上田弁護士を搔さぶつた。本稿が先に挙げた課題三つを三つながら掲げている。

手紙は86年11月9日付。おそらく秋間からのこの手紙がなくとも、上田弁護士はいずれ一連の調査・発掘を行い、一連の著作をものにしたであろうが、大幅に寄り道をして、世に届くのは遅くなつたに違いない。上田著作に目を開かれた秋間の手紙が上田の目を思い切り開かせた。

当時、上田は多忙だった。秋間からの手紙が

「現在最も重要なお仕事の妨げにならない範囲で、宮澤弘幸事件を更に深く解明して下さるように、お願ひします」と記しているほどだつた。

実際、上田弁護士は手紙を受け取つたあと、しばらくは棚に預けていたのだが、どうにも気になり

「もし先生が取り上げてくださらなかつたら、あの事件ばかりでなくすべての”スペイ事件”が闇から闇へ葬られていたことでしょう。考えてみると全く恐ろしい話です」

との文面に引き戻され、集中することとなつた。

ちなみに、秋間浩が美江子と出会つたのは、50年秋の、これも出張後の空きの一日、阿寒湖畔での一刻だつた。この一日一刻がなければ秋間が宮澤・レーン冤罪事件に関心を持つ機会は限りなく零に近く、秋間の問題提起が上田弁護士の届く可能性も零にちかつたであろう。

むしろ、旧姓・宮澤美江子は家族と共に家族の辛く忌まわしい

記憶をコンクリートに塗りこめて、忘れようと努めていた。この壁を打ち壊し、家族の生氣を取り戻し、美江子が波頭の上に立つまでに背を押し続けたのも浩だつた。

「私達夫婦は眞の世界平和を心から願つています。大国間の力のバランスによる表面上の平和ではなく、一人一人の基本的人権が守られているような明るい平和な社会の出現を願つています。個人一人一人の自由に知る権利、考える権利、発言する権利、公正な裁判を受ける権利などがそのような社会の基礎であることはいうまでもありません」

これは、上田弁護士宛ての手紙の結びだが、これはそのままいまも、運動する仲間、世の中へのメッセージとなつてている。

山野井孝有

運動の質量を上げ、成果に繋いでいくには、運動体の組織化が有効であり、立上げには経験と勘が生きてくる。山野井孝有は1932年2月22日、東京・葛飾に生まれ、52年3月、都立墨田川高校を卒業すると同4月毎日新聞社に入社した。

毎日新聞は労働協約（労協）によって社員イコール組合員（ユニオンショップ）であり、山野井は53年9月に青年部委員になると、以来、一貫して執行部活動に連なり、70年8月から四期四年は本部書記長を務めている。この間、組織強化に手腕を磨き、後輩を育て、のち、毎日新聞が事実上倒産したときの再建闘争を切りつた盤石組織の基盤づくりに大きく貢献した。

宮澤・レーン冤罪事件への関与は、極めて家庭的な関わりから始まつた。山野井の一人息子がアメリカ・コロラドでの登山で負傷し、当地の病院に担ぎこまれたとき、ボランティアで世話をしたのが秋間美江子だった。介護は親身に尽され、退院後も家族ぐる

みの行き来が続き、そのうち父親の方が意氣投合した。秋間夫妻は来日のたびに、数日は必ず山野井の自宅に泊まつた。

山野井が凄いのは、思い決めたらぶれないことだ。本件・宮澤レーン冤罪事件への関わり方も、冤罪遺族への寄り添いを基底にして決して揺るがない。

——「犠牲者は宮澤弘幸だけではない。家族もまた犠牲者だ」いま、そこにいる人の苦しみから目をそらすな——である。銳く熱い想いだ。

冤罪の家族は当時も、そして七十余年を経た今もなお「スペイは国賊だ」の白い目を負っている。まさかと思うだろうが、まさかではない。山野井は、そう受け止めている。

これは耳から聞いて頭で理解しただけでなく、家族ぐるみの付き合いの中で、日常茶飯に机身で知つた苦しみだけに、その痛みと底のなさを知つてゐる。

だから遺族から発する痛みと訴えを全てそのまま受け止めて疑わぬ、その視点から真相を追い、責任の所在を見極めて糾し、二度と冤罪の被害者・遺族を出さないよう未来に向けて一步を進める。ここでの信念が強い。

そして、ここぞというときの勘もまた鋭い。ある日、山野井の自宅を訪れた秋間美江子が、携えてきた兄・宮澤弘幸のアルバムを広げ、こう持ちかけた。

「わたしも、もう歳。七十余年をスペイの家族として生きてきたが、残る人生はスペイの家族ではない人生を送りたい。兄が（その思いを込めた）北大時代のアルバムを北大に贈り、自分の手元から放せば、そうなれる気がする。手伝つてくれないか」

これは冤罪遺族の本心だ。本心だが、その裏には消して消せない強い無念がある。山野井はそう見抜いた。

いや、山野井自身に無念があつた。八十年代の高揚が、法案としてのスペイ防止法を阻止したとはいえ、その後は日を追つて汐が退くように薄れ、その中で、山野井自身は個人コラム「我慢できない許せない」を舞台に折々節々に声を挙げ、繋いできたが、ぶつけようのない憤懣を感じ続けていた。

ここが正念場。アルバムを贈ることで胸襟を開かせ、北大と正対して話し合うことができれば、真相を究明し、責任の所在を明らかにし、引いては国家権力をして冤罪を起こさせない保障を築かせる端緒を得られる。遺族の本心の真意をそう受け止めた。

時間を止めて話し合い、遺族の本心が変わるところないと知つて、山野井は立つた。山野井が立てば、意を同じくして立つ仲間たちが常にあつた。それは、たとえば毎日新聞の再建闘争を共に闘い、実際に再建を担つた企業や組織の枠を乗り越えた仲間たちで、乗り越える経験とノウハウを持つた仲間たちだつた。

あとの展開は本編本文に繋がられるが、運動を繋ぎ、運動を組織化するにおいて果たした山野井孝有の役割は大きく、長く記憶に残るに違ひない。ちなみに再建なつた毎日新聞では東京本社印刷部長を務めて定年退職。酒は呑まないが、酒場チエーンの店長を務めたこともあり、議論は大好き。アルバイト再就職した先でも労働組合を結成して仲間を護り、戦争反対を貫いている。

【注】国家秘密法＝国家秘密に係るスペイ行為等の防止に関する法律。国家秘密法、国家機密法、スペイ防止法などの略称が使われたが、本稿では阻止運動で多用された「国家秘密法」によつた。